

## 不利益処分

処分名	一般廃棄物処理業の許可の停止
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1項
所管課	環境対策課

### 1 処分の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の許可について、同法違反などの内容，程度に応じて，市が定める期間その事業の全部又は一部を停止する。

### 2 処分の要件

許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1号から第4号のいずれかに該当するとき。

(別資料参考)

(別資料)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第七条の三（事業の停止）

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第七条第十一項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。